

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(商号) (条文省略)	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第2条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第5条 第2章 株式	第5条 第2章 株式
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、2億株と <u>し、当社の発行可能種類株式総数は、そ れぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 200,000,000株 A種優先株式 15,000株 B種優先株式 15,000株	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、2億株とす る。
第6条の2(A種優先株式) <u>A種優先株式の内容は、別紙1のとおりとす る。</u>	(削 除)
第6条の3(B種優先株式) <u>B種優先株式の内容は、別紙2のとおりとす る。</u>	(削 除)
第7条(自己の株式の取得) (条文省略)	第7条(自己の株式の取得) (現行どおり)
第8条(単元株式の数) <u>当社の普通株式の単元株式数は、100株 とし、A種優先株式及びB種優先株式の単 元株式数はそれぞれ1株とする。</u>	第8条(単元株式の数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第19条 (条文省略)	第19条 (削 除)
第19条の2(種類株主総会) <u>1. 第16条、第17条及び第19条の規定は、種 類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第15条の規定は、定時株主総会と同日に 開催される種類株主総会にこれを準用す る。</u> <u>3. 第18条第1項の規定は、会社法第324条 第1項の規定によるべき種類株主総会の 決議に、第18条第2項の規定は、会社法 第324条第2項の規定によるべき種類株 主総会の決議に、それぞれ準用する。</u>	
第20条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
第41条	第41条

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>別紙1</u></p> <p style="text-align: center;">(内容省略)</p> <p><u>別紙2</u></p> <p style="text-align: center;">(内容省略)</p>	<p>附則</p> <p>第2条の変更は、平成24年6月末日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該本店移転日の経過によりこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>